

★申請時に必要です

令和5年度 文化講座等開設承認申請書

令和 5 年 2 月 ×× 日

鯖江市教育委員会 殿

〒916-00××

住 所: 鯖江市西山町13-×

団 体 名: □□□の会

代表者名: 鯖江 太郎

電話番号: 090 (××××) 0000

使用料計算

1時間あたりの使用料
(文化講座等2割負担)

使用時間

年間使用回数

年間使用料

$$\underline{60 \text{ 円}} \times \underline{2 \text{ 時間}} \times \underline{47 \text{ 回}} = \textcircled{1} \underline{5,640 \text{ 円}}$$

1時間あたりの加算使用料

(空調設備を使用する場
合)

使用時間

空調標準月使用回数

年間加算使用料

(一般使用料の2割)

$$\underline{60 \text{ 円}} \times \underline{2 \text{ 時間}} \times \underline{24 \text{ 回}} = \textcircled{2} \underline{2,880 \text{ 円}}$$

$$\text{合計使用料} \quad \textcircled{1} \underline{5,640 \text{ 円}} + \textcircled{2} \underline{2,880 \text{ 円}} = \underline{8,520 \text{ 円}}$$

使 用 心 得

- 1 使用者は、火災、盗難等に細心の注意を払うと共に使用後は、火気について責任をもつこと。
- 2 使用後は、後始末と清掃を完全にし、施設運営に差し支えないようにすること。
- 3 建造物を毀損し、または備品その他の物件を破損紛失したときは、実費弁済すること。
- 4 承認を受けていない備品は、絶対に使用しないこと。
- 5 清掃完了後は、当直職員、業務員等に検分を受けること。
- 6 承認を受けた目的のほかに使用し、またはその使用の権利を譲渡もしくは転貸しないこと。
- 7 使用のために要する人件費、燃料費等は、全て使用者において負担すること。
- 8 講座生の直接指導監督および事故等に伴う責任は、使用者が負うものとする。